

地域振興型 community revitalization 地域おこし協力隊

○令和 7 年度（8 年度任用）

士別市地域振興型地域おこし協力隊 募集要項

1 士別市地域振興型地域おこし協力隊（※1）について

士別市は、昭和 40 年代には約 45,000 人の人口規模となっていました。他の過疎地域と同様に、近年、少子高齢の進行と若者を中心とする地域外への人口流出が顕著となり、年々定住人口は減少を続け、令和 7 年 3 月末現在の人口は、16,298 人となっており、社人研(※2)の推計では、2050 年には人口は約 8 千人まで落ち込むと予想されています。現在、士別市の高齢化率(※3)は、40%を超える一方、少子化率(※4)は、10%を下回っており、今後、著しい少子高齢化を迎え、地域の活力が失われていくおそれがあります。

そこで、士別市では、移住定住政策の一つとして、平成 23 年度から地域おこし協力隊制度を取り入れ、地域の活性化や定住人口の増に努めてきました。

そして、一層の地域活性化、定住人口増を目指し、地域において、関係人口の創出や地域内外の交流を図る「コミュニティデザイナー」として、自身の目標の実現を目指す方を、「地域振興型地域おこし協力隊」として任用します。

地域おこし協力隊の任期は最大 3 年となっており、この準備期間において、「自身のやりたいことや目標」を実現するための活動を、士別市で支援します。

※1 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね 1 年から 3 年です。

令和 6 年度で 7,910 名の隊員が全国で活動していますが、地方への新たな人の流れを創出するため、総務省ではこの隊員数を令和 8 年度までに 10,000 人とする目標を掲げており、目標の達成に向けて地域おこし協力隊の取組を更に推進することとしています。

○地域おこし協力隊制度の詳細は、総務省のホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

※2 国立社会保障・人口問題研究所

※3 人口に占める 65 歳以上の住民の割合

※4 人口に占める 15 歳未満の住民の割合

2 協力隊として任用された場合の待遇

- (1) 雇用形態 士別市会計年度任用職員
- (2) 給与 月額 200,000 円（夏冬賞与は勤務実績に応じて月額の最大 4.6 月分）
- (3) 休日・休暇 市の会計年度任用職員に準じる
- (4) 勤務時間等 原則 8 時 30 分から 17 時 00 分（休憩 1 時間）まで
- (5) 福利厚生等 厚生年金、健康保険、雇用保険加入あり
- (6) 任用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
※再度任用の場合は、最長で令和 11 年 3 月 31 日まで
- (7) その他 活動期間中に士別市で借用した住居家賃（上限 5 万）、車の借上料（上限 1.5 万）、その他活動に要する備品の借り上げや消耗品等については予算の範囲内で支給します。

3 活動内容

- (1) 士別市移住定住交流促進協議会「M a z a r u」（※5）の構成員として、士別市の移住定住政策全般を中心とする交流人口や関係人口の創出、地域内外の交流の促進等に向けた「コミュニティデザイン」の構築に関する業務
- (2) コミュニティデザインに関係のある事業所での研修（交流人口や関係人口の創出に関する取り組みへの参加、移住定住の促進に向けたコーディネート業務、U I J ターンの促進に関する業務 ほか）
- (3) 空き家や空き店舗のリノベーション監修や作業、市内の不動産の有効活用に関する業務
- (4) 活動月報の提出 任意様式
- (5) 市担当者との面談 活動内容の確認や定住に向けた生活全般の相談など
- (6) 地域おこし協力隊同士の交流

士別市地域おこし協力隊ネットワークに加入していただきます。定期的に集まり、情報交換や交流を行うほか、市のイベント等への出展も行います。

- (7) 市やその他の団体等が地域おこし協力隊に対して行う研修や会議等へ積極的に参加していただきます。

※5 「M a z a r u」については、下記のホームページをご覧ください。

<https://shibetsu-mazaru.jp/>

4 応募要件

以下の5項目をすべて満たす個人を対象とします。

- (1) 協力隊活動後も士別市民として定住する意思を有している
- (2) 常に向上心を持ち、自ら行動・挑戦を続ける覚悟を有している
- (3) 任用期間（最長3年）内に、退任後の自立に向けて、自己収益事業等の準備、体制構築を自らが進めていく必要性を理解している
- (4) 地域の課題を理解し、解決に向けた取り組みや活動に従事する
- (5) 地域おこし協力隊制度の適用地域に居住している（士別市への転入は任用決定後。適用地域であるかは総務省のホームページをご覧ください。）

○士別市 地域おこし協力隊募集ページ

<https://www.city.shibetsu.lg.jp/shibetsunomiryokusaito/shibetsudekurasu/shigoto/3/2150.html>

5 応募及び選考

(1) 応募及び書類選考

市ホームページの「行政手続きオンライン申請サービス」から応募してください。書類（応募内容）選考の結果を電子メールで通知します。なお、結果に関する問い合わせは受け付けませんので、ご了承ください

■応募期限 令和7年12月19日（金）正午まで

○士別市 行政手続きオンラインサービス

<https://www.city.shibetsu.lg.jp/soshikikarasagasu/somuka/DXsuishinkakari/5364.html>

(2) 書類選考通過後のながれ

- ① 士別市移住定住交流促進協議会「M a z a r u」の会議が、令和8年1月～2月に開催されるので、必ず1回はオブザーバとして参加してください。なお、「M a z a r u」会議の参加にあたっては、「お試し地域おこし協力隊」制度の規定による宿泊費等の支援があります。（往復の交通費は対象外）
- ② ①を含めて令和8年1月～2月に開催される「士別市移住体験ツアー」に参加してください。

(3) 面談による最終選考

士別市と面談による最終選考を実施します。書類選考の内容及び「M a z a r u」会議や地域交流における「コミュニティデザイン」への関心の度合いなどの印象なども踏まえて決定します。なお、最終選考の参加にあたっては、「お試し地域おこし協力隊」制度の規定による滞在に関する経費の支援があります。（往復の交通費は対象外）

■最終選考（面談）実施日

- ① 日時：令和8年2月27日（金） 午後3時30分
- ② 場所：士別市役所 本庁舎2階 201会議室

（4）審査の視点

選考にあたっては、以下の視点をふまえた審査を行います。

- ① 事業の展開で、どのように「地域課題」の解決に貢献できるか
- ② 地域課題の解決に向けた想像力や発想力、チャレンジ精神、リスクを恐れない勇敢さを持っているか
- ③ 常に高い目標を掲げ、達成に向けて挑戦する行動力、困難な状況でもやり遂げる責任感を備えているか
- ④ 地域住民と積極的に関わろうとする姿勢や周囲の方を巻き込む求心力を備えており、リーダーシップを発揮できるか
- ⑤ 士別市で「コミュニティデザイン」に携わっていく意欲と覚悟があるか
- ⑥ その他

「3 活動内容」（3）に関し、建築デザインの技能や宅地建物取引士の資格を有する場合などは、審査の加点対象とします。

※地域課題は、次の資料をご参照ください。

○士別市まちづくり総合計画

https://www.city.shibetsu.lg.jp/gyoseisaito/shiseijoho/machizukurikeikaku_toshikeikaku/1/2194.html

○第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略

<https://www.city.shibetsu.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/hishososeikakari/1462.html>

（5）退任後の定住に向けて

活動期間及び活動期間の満了後も、「M a z a r u」の構成員として活動していただくほか、任期満了後は、コミュニティデザイン等に関する事業を運営する「個人事業主」（市内事業所等への就業でも可）として定住していただくこととなります。任期満了後のご自身の自立に向けたビジネスモデルなどの検討も活動期間で進めてください。

6 本選考に関する問い合わせ

〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目 士別市企画課まちづくり推進係

☎：0165-26-7790 Mail：kikakuka@city.shibetsu.lg.jp